

条例推進会議の役割等について

平成29年2月7日
新潟市福祉部
障がい福祉課

1. 条例推進会議の設置根拠・目的等

共生のまちづくり条例第8条第1項

市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議を設置します。この場合において、条例推進会議は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとしします。

2. 条例推進会議の役割

共生のまちづくり条例第8条第2項

条例推進会議は、前項の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、次に掲げる事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を市長に建議することができます。

(1) 障がいのある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組に関すること。

(2) 障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関すること。

(3) 周知啓発の実施状況その他のこの条例の施行の状況に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすために必要な事項

2. 条例推進会議の役割

(1) 障がいのある人からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別を解消するための取組に関すること。

【具体的例】

議事(3)で説明のある相談機関に寄せられた相談事例を参考に、相談機関における対応だけでなく、条例推進会議においても課題解決に向けて取組むべき事項について協議提案すること。

※課題解決に向けた取組みは、別途組織する
ワーキングチーム(実行部隊)で行う。

《参考》千葉県的主要な取組み

- 障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン作成
- 視覚障がいのある人が銀行を利用する際の配慮に係る検討を行い、銀行と協議を行う
- 障がいのある人への不動産賃貸に係る問題の検討会の設置。報告書を作成 等

2. 条例推進会議の役割

(2) 障がい及び障がいのある人に対する理解を深め差別をなくすための取組を担う人材の育成に関すること。

(3) 周知啓発の実施状況その他のこの条例の施行の状況に関すること。

【具体的例】

議事(3)・(4)で説明のある条例に係る取組みを参考に、必要だと考えられる人材育成や周知啓発に関する取組みについて協議提案すること。

3. 開催回数・委員の任期

開催回数

- 年に1回程度

委員の任期

- 平成28年4月1日～平成31年3月31日

【参考】平成27年度の取組み

- 内閣府のモデル事業として、
「新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会」を2回開催
(平成27年11月・平成28年1月)
- 新潟市職員対応要領
- 事業者向け対応指針
- 福祉読本の改訂